

# 訪問看護・介護予防訪問看護ステーション重要事項説明書

【令和7年2月1日現在】

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、大田市立病院訪問看護ステーションが、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 設置主体概要

設置主体名称	大田市 (大田市立病院)
所在地	〒694-0063 島根県大田市大田町吉永1428-3
法人種別	地方公共団体
代表者氏名	開設者 大田市長 楳野弘和
電話番号	0854-82-0330

## 2. 事業所概要及びサービス提供地域

事業所名	大田市立病院訪問看護ステーション
所在地	〒694-0063 島根県大田市大田町吉永1428-3
代表者名	管理者 松原 愛美
事業者指定番号	3260590025
指定年月日	平成24年8月23日
電話番号	0854-84-7599
通常サービス提供地域	大田市全域(左記地域以外の方も利用可能。要相談)

## 3. 事業の目的と運営方針

### 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者様に対して、適切な訪問看護を提供することを目的としています。

### 運営方針

- (1) 事業所の看護職員等は、要介護者・要支援者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能回復を目指して支援します。
- (2) 事業所は、必要などきに必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとします。
- (3) 事業の運営にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

## 4. ご利用事業所の職員体制及び職務内容

職種	常勤	非常勤
管理者	1名	—
看護師	常勤換算数 2.5以上	—
事務員	1名	—

### (1) 管理者

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び看護職員等の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護の実施に関し、事業所の看護職員等に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

### (2) 看護職員

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供にあたる。

### (3) 事務職員

必要な事務を行う。

## 5. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8時30分～17時15分
休業日	土曜・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日

- \* 緊急時訪問看護加算ご利用の方は、24時間対応しています。
- \* 営業日・営業時間以外のご利用については、ご相談に応じます。

## 6. サービス内容

### (1) 訪問看護の提供方法

- ①訪問看護の利用者様がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- ②利用者様又はご家族様から、事業所に直接訪問看護利用の希望の申し込みがあった場合は、主治医の指示書の交付を求めるように指導する。
- ③介護保険法の訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

### (2) 訪問看護の内容

- ①病状・障がいの観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテルなどの管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

## 7. 利用料

### (介護保険対象の方)

#### (1) 基本的な利用料

介護保険からの訪問看護サービスを利用する場合は、自己負担額は負担割合により基本料金の1割から3割です。但し、介護保険の給付を超えたサービスの利用料については、全額自己負担となります。

- ①別表の料金設定と基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者様のケアプランに定められた時間を基準とします。
- ②介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業所に介護保険給付金が支払われない場合があります。その際には、利用者様に利用料全額をお支払いいただくことがあります。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行しますので、市役所、町村役場に行き、差額の払い戻し手続きを行ってください。

#### (2) その他加算利用料等

- ①その他の加算については、別表により説明いたします。

### (医療保険対象の方)

#### (1) 基本的な利用料

- ①利用料金は別表のとおりですが、医療保険証による訪問看護の場合は、後期高齢者医療制度及び健康保険法で定める自己負担割合となります。
- ②各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料金が減額または、免除されます。

#### (2) その他の加算利用料等

- ①その他の加算については、別表により説明いたします。

#### (3) オンライン資格確認について

- ①当事業所では、健康保険情報と一体化したマイナンバーカードと通して、オンラインでの資格確認を行います。オンライン資格確認を導入し正確な情報を取得することで、よりよいサービスの提供に努めています。資格確認の提供に関しては利用者様及びご家族様の同意なしに行うことはありません。

### (交通費)

通常の事業の実施地域以外の居宅において行う訪問看護に係る交通費を1Kmにつき22円とする。  
介護保険の場合・・・実施地域を越えた時点から利用者様宅までの往復距離  
医療保険の場合・・・事業所から利用者様宅までの往復距離

8. 急変時の対応方法

サービス提供にあたり体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族様、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(1)利用者様の主治医

医師名

所在地

電話番号

(2)緊急時連絡先

事業所名

所在地

電話番号

大田市立病院 訪問看護ステーション

大田市大田町吉永1428-3

営業時間内 0854-84-7599(直通)

時間外 080-1900-0116(携帯)

9. 事故発生時の対応方法

利用者様に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご家族様、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者様に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. サービス提供の拒否等への対応

利用者様とともにサービス提供者の安全を守る観点から、サービス提供の拒否等によりサービス提供が困難な場合は、サービスを中止する場合があります。

11. 秘密保持と個人情報の保護について

(1)事業所の看護職員等は、正当な理由がない限り、利用者様に対する居宅サービスの提供に当たって知り得た利用者様及びご家族様の秘密を第三者に漏らすことはありません。

(2)事業所は、看護職員等が退職後、在職中に知り得た利用者様及びご家族様の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

(3)事業所は、利用者様及びご家族様の個人情報を用いる場合は、文書により同意を得る事とし、利用者様及びご家族様の同意を得ない限り、サービス担当者会議及び事業者間において、利用者様の個人情報は用いませぬ。

12. 相談窓口、苦情申立窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

(1)当事業所窓口

大田市立病院 訪問看護ステーション 管理者：松原 愛美 受付時間：8:30～17:15 (平日)	電話番号：0854-84-7599
--	-------------------

(2)関係機関窓口

<u>大田市在住の方</u> 大田市役所介護保険課 受付時間：8:30～17:15 (平日)	電話番号：0854-83-8063
--	-------------------

<u>大田市在住以外の方</u> お住まいの市区町村役場担当課までお問い合わせ下さい。	
--	--

島根県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 受付時間：9:00～17:00 (平日)	電話番号：0852-21-2811
--	-------------------

### 13. 非常災害対策

- (1) 非常災害その他緊急の事態に備え、取るべき措置についてあらかじめ対策を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (2) 非常災害対策は、「災害対策マニュアル」によるものとします。
- (3) 地震・風水害等の自然災害発生、または警報が発令された場合には、サービスの提供を中断または中止する場合があります。その場合は、事業所から連絡致します。  
サービス自動中止: 震度5以上の地震、警戒レベル4以上の発令

### 14. 業務継続計画(BCP)の策定等

- (1) 感染症及び災害等に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害等に係る研修を定期的(年1回以上)実施します。
- (3) 感染症及び災害等が発生した場合、迅速に行動できるよう訓練を実施します。

### 15. 衛生管理等について

- (1) 看護職員等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 感染症対策に関する定期的な会議に参加し、その結果について看護職員等に周知徹底をしています。
  - ② 看護職員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 16. 虐待の防止

- (1) 虐待防止のための取り組みを推進するため、「大田市立病院介護保険サービス事業所、虐待防止検討委員会」にて対策を立て、看護職員等への周知を行います。また定期的に研修会へ参加し、必要な知識を研鑽します。
- (2) 虐待防止対策は「虐待の防止のための指針」に沿って行い、措置が適切に実施されるよう、担当者を配置します。
- (3) サービス提供中に、当事業所看護職員等又は養護者(養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

### 17. 身体拘束等の原則禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者様又はご家族様に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その状態、時間、その際の利用者様の心身の状況、緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記録します。

### 18. ハラスメント対策

事業所は、看護職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所は、ハラスメント防止について大田市立病院規定に基づき、適切なハラスメント対策を講じるものとします。
- (2) 看護職員等に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等実施します。
- (3) 下記のような行為により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、関係機関への連絡・相談、サービス中止や契約の解約等の措置を講じます。
  - ① 叩く、つねる、払いのける等の身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
  - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - ③ 意に沿わない性的言動(必要もなく手に触れる等)、好意的態度の要求や発言、性的ないやがらせ行為

### 19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

福祉サービスを提供する事業所のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価を行う制度について、当事業所は実施しておりません。

### 20. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 受診することになった、入院をしたなどによりサービスを利用できなくなった(お休みをする)時は、できる限り早めにご連絡下さい。
- (2) 看護職員等に対し、贈り物や飲食物の提供等はお断り致します。

- (3) 悪天候や災害時及び道路状況等により訪問が困難な時には、当日の訪問を中止させていただく場合がございます。
- (4) 訪問の際はペットをケージに入れる、リードにつなぐ等の配慮をお願いします。
- (5) サービス利用中に看護職員等の写真や動画撮影、録音等を無断で行ったり、SNS等に掲載はしないようお願い致します。見守りカメラの設置については、事前にお知らせください。
- (6) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

## 21. 学生等の臨地実習について

- (1) 当事業所において、学生等の臨地実習受け入れ施設として協力をしています。  
学生の臨地実習は、以下の基本的な考えで望むこととしておりますので、教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。  
なお、同行訪問する際には、事前にご連絡いたします。
- ① 学生が看護援助を行う場合には、事前に十分説明を行い、利用者様又はご家族様の同意を得て行います。
- ② 学生が看護援助を行う場合には、安全性の確保を最優先とし、事前に看護師の助言、指導を受けています。
- ③ 利用者様及びご家族様は、学生の実習に関するご意見やご質問があればいつでも同行の看護師に直接尋ねることができます。
- ④ 利用者様及びご家族様は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。また、拒否したことを理由に訪問看護上で不利益な扱いを受けることはありません。
- ⑤ 学生は、臨地実習を通して知り得た利用者様及びご家族様に関する情報については、これを他者に漏らすことのないよう個人情報の保護に留意します。